

令和5年度「自治会館ふるさと市場」に関する留意事項

1 実施場所

実施場所は、鹿児島市鴨池新町7番4号 鹿児島県市町村自治会館（以下「会館」という。）1階ロビー特設コーナーとする。

2 実施期間及び開催時間等

- (1) 令和6年2月16日(金)～3月15日(金) 9時30分～16時30分（ただし土日祝日除く）
- (2) 搬入時間は、午前8時30分から9時30分、搬出時間は、午後4時から午後5時とする。
- (3) 販売開始時刻は、厳守すること。終了時刻は、繰上げ可能。* (事務局へ要連絡)

3 会場使用等の条件

参加市町村及び出店業者は、会場となる会館の使用中の一切の事件（盗難・紛失）、事故（建物・備品の損傷）は、自己の責任において処理し、誤って会館に損害を与えたときは、会館を管理する鹿児島県市町村総合事務組合への賠償義務が発生する。

4 出店上の連絡事項

- (1) 出店料は、無料です。
- (2) 出店場所は、本会に一任すること。(冷蔵庫の設置場所等)
- (3) 駐車場について（別紙参照）
 - ① 車で来られる場合は、駐車場出口側ゲートにお越しく下さい(係の者が案内いたします)。
 - ② 車での入場を案内できる時間は、午前8時30分から9時30分の間に限ります。
 - ③ 駐車許可証のある車は、指定の場所に無料で駐車することができます。
 - ④ 許可を受けた車以外の車は、近隣駐車場を利用すること。
 - ⑤ 駐車場の高さ制限は、2.1mです。
 - ⑥ 係の者から指示のあった場合は、その指示に従うこと。
- (4) **特産品等の搬入については、午前8時30分から準備作業ができます。**

会館平面図に記載の通り、会館の台車を使用できますが、使用状況等により空きの無い場合があります。8時30分前に来られても対応できない場合があります。
- (5) 市町村担当者が随行しない場合は、のぼり(市町村名入り)と観光写真パネル等を出店業者が預かり、出店ブース内に掲示すること。
- (6) つり銭(会館の両替機は使用不可)・商品名入り値札・レジ袋等は、出店業者等が準備すること。
- (7) 特産品等の保管場所は、特設コーナー内に保管すること。
- (8) 商品（果物・野菜等）は、生産者並びに連絡先が分かるリーフレット等を添付して、配布すること（リーフレット等の準備ができない場合でも、購入者等から問い合わせがあった際の連絡先がわかるようにすること※過去に一部購入者から商品について照会があった際に連絡が困難であったため）。
- (9) 火気厳禁。
- (10) 試飲・試食販売を行う際は、事前に保健所に必要な申請を行うこと。
- (11) 休憩所は、会館2階市町村談話室の一面を確保する。(水無料)

※ 県内市町村の特産品等の展示販売や観光情報の発信を行い、交流促進、販路拡大に繋げることを目的としております。その目的にそぐわない物品の展示販売は行わないこと。

(13)終了後について

- ① 段ボール等のごみは、持ち帰ること。
- ② 各自使用した販売台等の清掃後、係の者に連絡すること。

5 緊急時連絡先

鹿児島県町村会 担当 三島 TEL 099-206-1022 (平日 8 時 30 分～17 時 15 分)
TEL 090-1513-7963 (上記以外の日時)

(事務局連絡先) TEL : 099-206-1026 (内線 288)

鹿児島県町村会厚生部 担当 : 三島 (諒)・三島 (隆)・深水